平成２６年（フ）第１０号
新潟県佐渡市加茂歌代468番地　コーポ北102
債務者　宮川　繁美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第１０７号
岐阜県大垣市高砂町２丁目９番地
債務者　安藤　笑子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
愛知県江南市島宮町吉原122番地
債務者　飯田慶一郎
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２９４号
愛知県一宮市浅井町尾関字長田１番地　県営浅井住宅Ｂ棟504号
債務者　宮越　梨絵
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３０５号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地７　江南団地71棟104号
債務者　大島　友子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３１７号
愛知県一宮市平和２丁目４番21号　河原ハウス205号
債務者　竹林　安弘
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４０１１号
大阪市東淀川区上新庄３丁目４番10号　アピア桑田201号
債務者　井手尾ひとみ（旧姓立浪）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１００号
大阪市東成区深江南２丁目14番22号オズレジデンス新深江303号、前住所大阪市東成区深江北３丁目19番４号
債務者　藤岡　信也
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９２号
大阪市平野区長吉長原東２丁目７番13―415号
債務者　森田　泰式
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７５７号
大阪市生野区田島４丁目５番11号
債務者　大久保英美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５７号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号三徳寮
債務者　山本　浅吉
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１１２号
大阪府東大阪市荒本２丁目５番８―103号　８棟103号
債務者　島田　将志
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４９号
大阪市西区南堀江３丁目９番15―902号
債務者　菊地みどり
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２３４号
大阪府守口市金田町６―14―２　エヌハイツ106、住民票上の住所京都府福知山市字岩崎14番地
債務者　大槻　恭子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２３８号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号、前住所大阪府豊中市豊南町西４丁目２番７号
債務者　田中　丈士
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２８０号
大阪市淀川区木川東４丁目18番15号
債務者　森　千寿子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５８号
大阪府南河内郡太子町大字春日84番地の17、住民票上の住所大阪市平野区長吉六反５丁目６番36号
債務者　平岡　和幸
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７８３号
堺市南区宮山台１丁６番14―102号
債務者　呑海　和美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係